

Learning Pit 利用約款（研修付帯サービス用）変更点一覧

2020年3月12日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
-	および	及び	・表現の統一
-	または	又は	・表現の統一
-	ならびに	並びに	・表現の統一
-	ユーザーID 及びパスワード	ID 等	・第 10 条 2 項において「ユーザーID 及びパスワード」を「ID 等」と定義したうえで、以降の条項にて表現を統一
第 1 条（本約款の適用） 1 項	「Learning Pit 利用約款（研修付帯サービス用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して研修サービスに関するオンライン学習コンテンツおよび実践促進コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、 <u>第 4 条に定める「Learning Pit サービス」</u> を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	「Learning Pit 利用約款（研修付帯サービス用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して研修サービスに関するオンライン学習コンテンツ及び実践促進コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、 <u>第 4 条に定める「Learning Pit サービス」のうち「研修付帯サービス」</u> を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	・オンライン学習サービスのリリースに伴い、本約款の対象サービスが「研修付帯サービス」であることを追記
第 2 条（利用者の地位） 2 項	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit の受講を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）、受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の <u>研修事務局</u> の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って、Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとし、利用者は、ユーザー以外の者に、Learning Pit サービスを利用させてはなりません。	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit の受講を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）、受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の <u>事務局</u> の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って、Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとし、利用者は、ユーザー以外の者に、Learning Pit サービスを利用させてはなりません。	・オンライン学習サービスのリリースに伴い、オンライン学習サービス用の約款と表現を統一
第 4 条（サービス内容）	Learning Pit サービスとは、 <u>弊社が提供する研修サービスに組み込まれて提供されるサービス</u> であり、弊社が	Learning Pit サービスとは、 <u>弊社が提供する研修サービスに組み込まれて提供されるサービス</u> （以下、「研修	・オンライン学習サービスのリリースに伴い、

1 項柱書	利用者に対し Learning Pit 上で提供し、 <u>本約款に基づき</u> 利用者が利用することのできるサービスの総称をいい、以下から構成されます。また、特に断りがない限り、本条以降において、Learning Pit サービスが組み込まれた研修サービスのことを単に「 <u>研修サービス</u> 」といいます。	<u>付帯サービス</u> 』といいます) 又はオンライン学習サービスとして単独で提供するサービス (以下、「 <u>オンライン学習サービス</u> 」といいます) であって、弊社が利用者に対し Learning Pit 上で提供し、 <u>弊社所定の約款に基づき</u> 利用者が利用することのできるサービスの総称をいい、以下から構成されます。また、 <u>本約款において特に断りがない限り</u> 、本条以降において、「 <u>Learning Pit サービス</u> 」とは <u>研修付帯サービス</u> を意味するものとし、Learning Pit サービスが組み込まれた研修サービスのことを単に「 <u>研修サービス</u> 」といいます。	Learning Pit 上で提供するサービスにオンライン学習サービスを追加 ・本約款の対象サービスが「 <u>研修付帯サービス</u> 」であることを記載
第 4 条 (サービス内容) 2 項	弊社は、利用者に事前の通知をすることなく、前項に定める Learning Pit サービスの内容の変更・追加・廃止等を行うことができます。ただし、Learning Pit サービスにて提供される個別コンテンツのうち、かかる変更等の時点で既に利用者と弊社間で Learning Pit サービス利用契約が成立済みの個別コンテンツについては、利用者は <u>Learning Pit サービス利用契約の内容に従い当該個別コンテンツの受講終了まで</u> 利用できます。	弊社は、利用者に事前の通知をすることなく、前項に定める Learning Pit サービスの内容の変更・追加・廃止等を行うことができます。ただし、Learning Pit サービスにて提供される個別コンテンツのうち、かかる変更等の時点で既に利用者と弊社間で Learning Pit サービス利用契約が成立済みの個別コンテンツについては、利用者は当該個別コンテンツの <u>利用期間終了まで</u> 利用できます。	・冗長だった部分を修正 ・オンライン学習サービスのリリースに伴い、オンライン学習サービス用の約款と表現を統一
第 3 章	「 <u>Learning Pit サービス</u> 」の利用申込、 <u>利用料金</u>	「 <u>Learning Pit サービス</u> 」の利用申込、 <u>対価</u>	・オンライン学習サービスのリリースに伴い、オンライン学習サービス用の約款と表現を統一
第 8 条	<u>(利用料金)</u> <u>Learning Pit サービス利用料金</u> は、研修サービスの料金に含まれるものとします。	<u>(対価)</u> <u>Learning Pit サービスの利用の対価</u> は、研修サービスの料金に含まれるものとします。	・オンライン学習サービスのリリースに伴い、オンライン学習サービス用の約款と表現を統一
第 10 条 (ID・パスワードの管理) 2 項	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行された <u>ユーザーID 及びパスワード</u> の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された <u>ユーザーID 及びパスワード</u> を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させず、かつ <u>ユーザーID 及びパスワード</u> を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。万一、 <u>かかる個人が届出なく使用したことが発覚した場合</u> には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して当該研修サービスの受講料総額の 3 倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行された <u>ユーザーID 及びパスワード</u> (以下、「 <u>ID 等</u> 」といいます) の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された <u>ID 等</u> を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させず、かつ <u>ID 等</u> を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。万一、 <u>かかる個人が届出なく使用、貸与又は譲渡したことが発覚した場合</u> には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して当該研修サービスの受講料総額の 3 倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。	・「 <u>ユーザーID 及びパスワード</u> 」を「 <u>ID 等</u> 」と定義したうえで、以降の条項にて表現を統一 ・前文の内容にあわせて表現を修正
第 11 条 (届出内容の変更)	管理者が前項の通知、訂正を怠ったことにより、 <u>利用者及びユーザー</u> による Learning Pit サービスの利用に支	管理者が前項の通知、訂正を怠ったことにより、 <u>利用者</u> による Learning Pit サービスの利用に支障が生じた場	・利用者の利用の中にユーザーの利用も含まれ

更) 3項	障が生じた場合は、弊社は一切責任を負わないものとします。	合は、弊社は一切責任を負わないものとします。	るため修正
第12条（禁止行為及び利用者の義務等） 4項柱書	<u>利用者及びユーザー</u> は、Learning Pit サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為または当該行為に該当する恐れのある行為をしないものとします。	<u>利用者は</u> 、Learning Pit サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為又は当該行為に該当する恐れのある行為をしないものとします。	・利用者の利用の中にユーザーの利用も含まれるため修正
第12条（禁止行為及び利用者の義務等） 6項	利用者は、Learning Pit サービスを利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負うものとします。なお、 <u>利用者が当該事項を変更等したことにより、利用者及びユーザーによる Learning Pit サービスの利用に支障が生じた場合は、弊社は一切責任を負わないものとします。</u>	利用者は、Learning Pit サービスを利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負うものとします。なお、 <u>利用者が当該事項を変更等したことにより Learning Pit サービスの利用に支障が生じた場合は、弊社は一切責任を負わないものとします。</u>	・冗長だった部分を修正
第14条（著作権等） 1項	1. 弊社が Learning Pit サービスにおいて <u>利用者及びユーザー</u> に表示又は提供する一切の情報、サービス内容等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含みます）等の知的財産権その他財産的権利は、 <u>利用者及びユーザー</u> との関係において全て弊社に帰属します。ただし、利用者より提供されたものについては、利用者に権利が留保されるものとします。 2. <u>利用者及びユーザー</u> は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物を、Learning Pit の <u>利用及び受講</u> 以外の目的で利用することはできません。また、 <u>利用者及びユーザー</u> は、弊社が表示又は提供するいかなる情報、サービス内容等も、自らもしくは第三者をして複製、出版又は翻訳等をさせることはできません。 3. <u>利用者及びユーザー</u> は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物を、譲渡、貸与するなど、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも利用させてはならないものとします。	1. 弊社が Learning Pit サービスにおいて <u>利用者</u> に表示又は提供する一切の情報、サービス内容等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含みます）等の知的財産権その他財産的権利は、 <u>利用者</u> との関係において全て弊社に帰属します。ただし、利用者より提供されたものについては、利用者に権利が留保されるものとします。 2. <u>利用者は</u> 、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物を、Learning Pit の <u>利用</u> 以外の目的で利用することはできません。また、 <u>利用者は</u> 、弊社が表示又は提供するいかなる情報、サービス内容等も、自らもしくは第三者をして複製、出版又は翻訳等をさせることはできません。 3. <u>利用者は</u> 、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物を、譲渡、貸与するなど、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも利用させてはならないものとします。	・利用者の利用の中にユーザーの利用も含まれるため修正 ・受講は利用に包含されるため修正
第15条（データ等の利用）	1. 弊社は、 <u>利用者およびユーザー</u> による Learning Pit サービスの利用に関するデータ（Learning Pit サービスに関し送信または開示等したコメントおよび回答、Learning Pit の閲覧履歴ならびに利用履歴を含むがこれらに限られません）を分析、解析した後、利用者およびユーザーを識別、特定できないように加工、集計した統計データ、属性情報等を作成し、当該統計デー	1. 弊社は、 <u>利用者</u> による Learning Pit サービスの利用に関するデータ（Learning Pit サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答、Learning Pit の閲覧履歴並びに利用履歴を含むがこれらに限られません）を分析、解析した後、利用者及びユーザーを識別、特定できないように加工、集計した統計データ、属性情報等を作成し、当該統計データ、属性情報等を	・利用者の利用の中にユーザーの利用も含まれるため修正

	<p>タ、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、利用者はこれを承諾するものとします。なお、当該利用は、弊社の顧客への提案および報告、広報、宣伝、分析および研究ならびに弊社の Learning Pit サービスおよび新規サービスに関する検討および開発のために行われる利用を含みますが、これらに限られません。</p> <p>2. <u>利用者およびユーザー</u>は、Learning Pit サービスに関し送信または開示等したコメントおよび回答等（機密情報および個人情報を除きます）について、その送信または開示等をもって、弊社に対して当該コメントおよび回答等を無償で自由に利用する権利（加工、抜粋、複製および公開する権利、ならびに著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利等を含みますがこれらに限られません）を許諾し、かつ、弊社および弊社が使用させる第三者に対して著作権人格権を行使しないことに同意したものとします。</p>	<p>何らの制限なく利用することができ、利用者はこれを承諾するものとします。なお、当該利用は、弊社の顧客への提案及び報告、広報、宣伝、分析及び研究並びに弊社の Learning Pit サービス及び新規サービスに関する検討及び開発のために行われる利用を含みますが、これらに限られません。</p> <p>2. <u>利用者は</u>、Learning Pit サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答等（機密情報及び個人情報を除きます）について、その送信又は開示等をもって、弊社に対して当該コメント及び回答等を無償で自由に利用する権利（加工、抜粋、複製及び公開する権利、並びに著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利等を含みますがこれらに限られません）を許諾し、かつ、弊社及び弊社が使用させる第三者に対して著作権人格権を行使しないことに同意したものとします。</p>	
<p>第 20 条（弊社によるサービス提供の中止と解約） 1 項</p>	<p>弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への事前の通知なくして、利用者に対する Learning Pit サービスの提供を中止し、解約することができるものとします。</p> <p>(1)本約款に違反し、弊社が相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わないとき</p> <p>(2)Learning Pit サービス利用契約成立後に、第 7 条各号のいずれかひとつにでも該当することが判明したとき</p> <p>(3) 利用者の行為が第 10 条第 2 項、第 12 条第 4 項各号のいずれか、第 14 条第 2 項又は第 3 項、もしくは第 21 条に該当することが判明したとき</p> <p>(4)利用者において、手形の不渡り処分、破産、民事再生又は会社更生の申立て、租税公課の滞納処分、もしくは差押、仮差押、仮処分等の強制執行等があったとき</p> <p>(5) 解散、合併又は営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき</p> <p>(6)監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき</p> <p>(7)その他本約款に基づく義務の履行が困難になり、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき</p>	<p>弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への事前の通知なくして、利用者に対する Learning Pit サービスの提供を中止し、解約することができるものとします。</p> <p>(1)研修サービスの料金等の債務について、<u>支払期日を経過したにもかかわらず弊社に対して全額の支払いがなかったとき</u></p> <p>(2)本約款に違反し、弊社が相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わないとき</p> <p>(3)Learning Pit サービス利用契約成立後に、第 7 条各号のいずれかひとつにでも該当することが判明したとき</p> <p>(4) 利用者の行為が第 10 条第 2 項、第 12 条第 4 項各号のいずれか、第 14 条第 2 項又は第 3 項、もしくは第 21 条に該当することが判明したとき</p> <p>(5)利用者において、手形の不渡り処分、破産、民事再生又は会社更生の申立て、租税公課の滞納処分、もしくは差押、仮差押、仮処分等の強制執行等があったとき</p> <p>(6) 解散、合併又は営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき</p> <p>(7)監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき</p> <p>(8)その他本約款に基づく義務の履行が困難になり、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき</p>	<p>・研修サービス料金等の不払い時の対応を追記のうえ、以降 1 号ずつ繰り下げ</p>

<p>第20条（弊社によるサービス提供の中止と解約） 2項</p>	<p>利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、<u>研修サービス利用料金及びその他の債務の弁済をなすものとします。</u></p>	<p>利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、<u>研修サービスの料金及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受領済みの研修サービスの料金があった場合は返金しません。</u></p>	<p>・表現の統一 ・受領済みの研修サービスの料金があった場合を追加</p>
<p>第27条（存続条項）</p>	<p>第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第3条（本約款の変更等）、<u>第12条（禁止行為事項および利用者の義務等）</u>、第14条（著作権等）、第15条（データ等の利用）、第16条（個人情報の扱い）、第17条（弊社の損害賠償）、第18条（弊社の免責）、<u>第19条（利用者の損害倍書）</u>、第21条（反社会的勢力の排除）、第22条（不可抗力）、第23条（権利義務の譲渡禁止）、第24条（管轄裁判所）、第25条（準拠法）および本条の定めは、引き続きその効力を有するものとします。</p>	<p>第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第3条（本約款の変更等）、<u>第12条（禁止行為及び利用者の義務等）</u>、第14条（著作権等）、第15条（データ等の利用）、第16条（個人情報の扱い）、第17条（弊社の損害賠償）、第18条（弊社の免責）、<u>第19条（利用者の損害賠償）</u>、第21条（反社会的勢力の排除）、第22条（不可抗力）、第23条（権利義務の譲渡禁止）、第24条（管轄裁判所）、第25条（準拠法）、<u>第26条（協議）</u>及び本条の定めは、引き続きその効力を有するものとします。</p>	<p>・誤字の修正（第12条、第19条） ・追加（第26条）</p>